

## 阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例（平成 27 年阿蘇市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、阿蘇市草原情報館（以下「草原情報館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者の責務)

第 2 条 施設の管理者（以下「管理者」という。）は、条例第 5 条又は第 6 条の規定により、施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用時間を変更し、又は施設等の全部若しくは一部を休業する場合は、あらかじめ、その旨を施設等に掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は、施設等の利用承認に関しては、条例第 8 条から第 15 条の規定に基づき適正な管理を行わなければならない。

(利用承認等)

第 3 条 施設を利用しようとする者は、阿蘇市草原情報館施設利用承認申請書（様式第 1 号）を管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、条例第 8 条の規定に基づき承認するときは、阿蘇市草原情報館施設利用承認書（様式第 2 号）を交付しなければならない。

3 管理者は、施設を利用しようとする者が、条例第 9 条の規定に当たると判断した場合は、承認を取り消し、利用を中止させることができる。

(使用料金の納付)

第 4 条 利用者は、利用承認書の交付と引換えに条例別表に定める使用料金を納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、当該利用の終了後に納付することができる。

2 管理者は、使用料金を 1 箇月ごとに集計し、翌月 15 日までに市に納付しなければならない。

(使用料金の減免)

第 5 条 条例第 11 条の規定により使用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、阿蘇市草原情報館使用料金免除申請書（様式第 3 号）を管理者に提出しなければならない。

2 条例第 11 条の規定により、管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる場合、その割合は次のとおりとする。

(1) 条例第 2 条に定める事業として使用する場合 100 分の 100

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があるものとして市長が別に定める理由に該当する場合 市長が相当と認める割合

3 前項の規定により使用料金を減額して算定する場合において、当該金額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料金の還付)

第 6 条 条例第 12 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料金還付請求書（様式第 5 号）に、使用料金の領収書又は利用承認書を添えてこれを管理者に提出しなければならない。

2 条例第 12 条ただし書の規定により、使用料金を還付する場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 施設の管理上特に必要があるため、管理者が使用承認を取り消した場合 100 分の 100

(2) 利用者の責めに帰すことができない理由により施設を利用することができない場合 50 分の 100

(3) 使用料金を納めた者が施設の利用の取消しを申し出た場合において、管理者がやむを得ない理由があると認める場合 100 分の 100

(損傷等の届出)

第 7 条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失した場合は、速やかに施設損傷（滅失）届出書（様式第 6 号）により、管理者に提出し、その指示に従わなければならない。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

阿蘇市草原情報館施設利用承認申請書

年 月 日

阿蘇市長 様

申請者住所（法人等の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

連絡先

阿蘇市草原情報館施設の利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用施設名	ワークスペース ・ 多目的広場 ※使用する場所に○を付けて下さい。
利用の目的	
利用の日時	年 月 日 ～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分
利用責任者	
利用の人数	
備考	
※受付日	年 月 日
※許可日	年 月 日

様

阿蘇市長

阿蘇市草原情報館施設利用承認書

次のとおり、阿蘇市草原情報館施設（ワークスペース・多目的広場）の利用を許可します。

住 所	
氏 名	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用時間	時 分から 時 分まで

許可条件

- 1 この承認書は、利用当日必ず受付にお示しください。他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 2 利用時間は、厳守してください。
- 3 阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例及びこれに基づく規則に従わないときは、利用をお断りし、又は利用を取り消すことがあります。
- 4 火気の取扱いは、特に注意し、定められた場所以外での使用はできません。
- 5 準備と後片付けに要する時間は、利用許可の時間に含まれています。時間内に、必ず後片付けが終わるようにしてください。
- 6 利用中に建物、施設、器具等を破損または紛失したときは、直ちに、様式第5号により許可者に報告し、その指示に従ってください。
- 7 利用を終了したときは、施設等を元の状態に戻してください。

様式第3号（第5条関係）

阿蘇市草原情報館使用料金免除申請書

年 月 日

阿蘇市長 様

申請者住所（法人等の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

⑩

連 絡 先

下記のとおり、阿蘇市草原情報館施設の使用料金を免除くださるよう申請します。

記

利 用 の 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分
利 用 者 数	人
免 除 申 請 の 額	
免除を受けようとする理由	
受 付 日	年 月 日
許 可 日	年 月 日

様式第4号（第6条関係）

阿蘇市草原情報館使用料金還付請求書

年 月 日

阿蘇市長 様

申請者住所（法人等の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊞

連 絡 先

下記のとおり、阿蘇市草原情報館施設の使用料金を還付くださるよう請求します。

記

利 用 の 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分
納 付 済 利 用 料 額	
還 付 請 求 額	
還付を受けようとする理由	

※ この請求書に、使用料金の領収書又は使用承認書を添えて提出してください。

様式第 5 号（第 7 条関係）

阿蘇市草原情報館施設損傷（滅失）届

年 月 日

阿蘇市長 様

住 所

氏 名

㊟

連絡先

( )

下記のとおり、阿蘇市草原情報館施設等を損傷（滅失）しましたのでお届けします。

については、阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例第 26 条の規定に基づき、指示された方法により賠償します。

記

損 傷（滅 失） した日時	損 傷（滅 失） 箇 所（場 所）	数 量 等	損 傷（滅 失）の 内容又は程度
年 月 日 時 分			